明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　当分の間、第三条及び第四条第二項第二号の規定の適用については、第三条中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職、宮内庁の内部部局の官職で人事院が定める官職並びに原子力規制委員会の地域原子力規制総括調整官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官及び統括監視指導官」と、第四条第二項第二号中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職（人事院が定める官職を除く。）」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の四の表規則一一―一〇（職員の降給）の項の次に次のように加える。

規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）	第十五条の同意の文書等	法第八十一条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長の終了した日	三年
	第十九条の通知の文書等	取得の日	三年
	第二十一条の説明書の写し		
	第二十二条の報告の文書等		

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）に基づき、定年退職者等の暫定再任用に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一二

定年退職者等の暫定再任用

（総則）

第一条　この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項及び第二項に規定する者（次条第二項及び第五条において「定年退職者等」と総称する。）の暫定再任用（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条　暫定再任用を行うに当たっては、法第二十七条に定める平等取扱いの原則、法第二十七条の二に定める人事管理の原則及び法第三十三条に定める任免の根本基準並びに法第五十五条第三項の規定に違反してはならない。

2　定年退職者等が法第百八条の二第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第百八条の七に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（令和三年改正法附則第四条第一項の人事院規則で定める官職及び年齢）

第三条　令和三年改正法附則第四条第一項の人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　令和三年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された官職

二　施行日以後に法令の改廃による組織の変更等により名称が変更された官職

2　令和三年改正法附則第四条第一項の人事院規則で定める年齢は、前項に規定する官職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年に準じた当該官職に係る年齢とする。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

第四条　任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一　暫定再任用を行う官職に係る職務内容

二　暫定再任用を行う日及び任期の末日

三　暫定再任用に係る勤務地

四　暫定再任用をされた場合の給与

五　暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六　前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第五条　令和三年改正法附則第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項の人事院規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

一　能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二　暫定再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う官職の職務遂行上必要な事項

（施行日前の定年退職者等に準ずる者として人事院規則で定める者）

第六条　令和三年改正法附則第四条第一項第三号の人事院規則で定める者は、二十五年以上勤続して施行日前に退職した者のうち、次に掲げるものとする。

一　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

二　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧法再任用（旧国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ロにおいて同じ。）又は暫定再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用（旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ハにおいて同じ。）又は自衛隊法暫定再任用（令和三年改正法附則第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第二号ハ及び次条において同じ。）をされたことがある者（前二号に掲げる者を除く。）

2　令和三年改正法附則第四条第一項第四号の人事院規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和三年改正法附則第九条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる者

二　令和三年改正法附則第九条第一項第三号及び第七号に掲げる者（二十五年以上勤続して施行日前に退職した者に限る。）のうち、次に掲げるもの

イ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧法再任用又は暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用又は自衛隊法暫定再任用をされたことがある者（イ及びロに掲げる者を除く。）